



市章

大津市公報

令和5年9月28日
号外(第50号)発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

- 条 例
- 43 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… 1
- 44 漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例…………… 1
- 45 大津市手数料条例の一部を改正する条例…………… 2
- 46 大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例…………… 2
- 47 大津市火災予防条例の一部を改正する条例…………… 2

条 例

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。
令和5年9月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第43号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(大津市監査委員条例の一部改正)

第1条 大津市監査委員条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

(大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例(昭和41年条例第38号)の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

第3条 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年条例第2号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第243条の2の2」を「第243条の2の8」に改める。

(大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第4条 大津市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

令和5年9月28日

大津市長 佐藤 健 司

大津市条例第44号

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

次に掲げる条例の規定中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

- 大津市漁港等管理条例(昭和55年条例第2号)第1条
- 大津市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成元年条例第59号)第7条第16号
- 大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年条例第5号)第3条第19号

(4) 大津市港湾の管理に関する条例(平成20年条例第54号)第1条

附 則

この条例は、公布の日又は漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第45号

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例(平成12年条例第12号)の一部を次のように改正する。

別表第31項第1号中「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合又は」を削り、「譲り受け営業等」を「継続営業」に改め、同項第2号から第32号までの規定中「譲り受け営業等」を「継続営業」に改め、同表第33項第1号中「(理容所又は美容所の開設者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を削り、同表第35項中「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を削り、同表第36項第1号中「当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては16,000円、」を削り、「12,000円」を「12,000円」に改め、同項第2号中「又は第3条の3第1項」を「第3条の3第1項又は第3条の4第1項」に改め、同表第37項中「(当該許可を受けた者から営業を譲り受けた者が申請する場合にあっては、16,000円)」を削り、同表第40項第1号中「(クリーニング所を開設している営業者から営業を譲り受けた者が受ける検査の場合にあっては、13,000円)」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。
(経過措置)
- この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大津市手数料条例別表第31項、第33項、第35項から第37項まで又は第40項に規定する営業について譲渡があった場合における当該営業を譲り受けた者については、なお従前の例による。

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第46号

大津市旅館業法施行条例の一部を改正する条例

大津市旅館業法施行条例(平成20年条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第3項中「及び第3条の3第3項」を「第3条の3第2項及び第3条の4第3項」に改める。

第4条中「第5条第3号」を「第5条第1項第4号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日又は生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

大津市火災予防条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年9月28日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市条例第47号

大津市火災予防条例の一部を改正する条例

大津市火災予防条例(昭和37年条例第17号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「の各号」を削り、同項第3号の2中「キュービクル式のものにあっては、」を削り、同項第3号の3中「すき間」を「隙間」に改め、同条第2項中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第12条の2第1項第4号中「雨水等」を「その管体は雨水等」に改める。

第14条第1項を次のように改める。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであって蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準（令和5年消防庁告示第7号）第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造としなければならない。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床土又は台の上に設けなければならない。

第14条第3項を次のように改める。

- 3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消防局長又は消防署長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第14条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第12条の2第1項第4号」に改める。

第45条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加える。

別表第3 厨房設備の項を次のように改める。

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注	15	15 注	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。
				据置型レンジ	21kW以下	100	15 注	15	15 注	
		不燃	開放式	組込型こんろ ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、 キャビネット型こんろ・グリル付こんろ ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0	
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0	
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50	
		不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	80	30	—	30	
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
			使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例による改正後の大津市火災予防条例（以下「新条例」という。）第14条第1項に規定する蓄電池設備（附則第4項に規定するものを除く。次項において同じ。）（以下この項において「燃料電池発電設備等」という。）又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第12条第1項第3号の2（新条例第9条の3第1項及び第3項、第12条第3項、第13条第2項及び第3項並びに第14条第2項及び第4項において準用する場合を含む。）の規定に適合しないものについては、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備のうち、同項の規定に適合しないものについては、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 新条例第14条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しない。